

開催日 平成30年10月29日(月曜日)

開催場所 美波町役場2階 会議室

出席

農業委員

会長 瀧本 博文

職務代理者 春田 裕計

委員 小山 直行

委員 原野 光純

委員 岡本 照彦

委員 梶田 佳憲

委員 岩瀬 利邦

委員 豊田 穂

委員 吉坂 嘉起

委員 川尻 竹蔵

委員 本田 和博

委員 木里 茂樹

推進委員 佐竹 つるゑ

推進委員 高原 榮作

推進委員 延原 敏雄

推進委員 長木 正一

推進委員 笹田 重信

欠席

農業委員

委員 湯浅 純子

事務局

事務局長 小田 憲司

産業振興課 西口 英樹

午前9時開会

(事務局)

みなさま、おはようございます。

定刻が参りましたので、平成30年、第3回の美波町農業委員会を始めさせていただきます。

まず、瀧本会長からご挨拶お願い致します。

(瀧本会長)

～瀧本会長あいさつ～

まず、議事録署名者を私からご指名をしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、ご指名させていただきます。5番原野委員、10番梶田委員に議事録署名者をお願い致します。

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による農地の所有権移転から始めます。事務局より説明致します。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。資料の1頁目をお開き下さい。議案第1号、農地法第3条

の規定による農地の所有権移転です。農地は、

地目は、地積は

m<sup>2</sup>です。譲渡人は

、譲受人は

で、移転原因は売買となっております。

農地の所在は、丹前にあります

から西に凡そ200メートルほど進んだと

ころにあり、現在、譲受人の

が利用権

設定を受けて営農されており、

は美波町認定農業者に認定され、20ha余りの農地を経

営されておりますので、所有権移転について農地

法上問題ないと事務局としては考えております。

なお、今回の案件については地元の豊田委員にお

願いしております。以上です。

(瀧本会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

なお、岩瀬委員はご自身の案件でありますので、本来ですといったん退席していただきまして、議

案審議となりますが、意見を述べない条件でそのまま会議に残っていただいてもよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしと言うことで、岩瀬委員には意見を述べない条件でそのまま会議に残っていただきま

す。地元の豊田委員さん、ご意見を伺います。

(豊田委員)

丹前地区は昭和51年度から昭和53年度に圃場整備を行いました。申請農地は、[ ]が圃場整備をしてから10年ほどは耕作しておりましたが、それからは[ ]が借り受けて耕作しております。

それ以外は、事務局から説明があったとおり、[ ]は20ha余りの農地を経営されておりますので問題ないです。

(瀧本会長)

問題ないとのことで、それではその他の委員さん、ご意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、第1号議案の農地法第3条の規定による農地の所有権移転については、承認しました。続きまして、第2号議案の農地法第3条の規定による農地の所有権移転は申請者から取り下げの申し出があったとのことで、議案から削除します。それでは、第3号議案の農地法第3条の規定による農地の所有権移転について事務局から説明致します。

(事務局)

それでは、資料の3頁目をお開き下さい。議案第3号、農地法第3条の規定による農地の所有権移転です。農地は、[ ] 地目は[ ]、地積は[ ]㎡です。譲渡人は[ ]、譲受人は[ ]で、移転原因は売買となっております。

農地の所在は、さきほど第1号議案で説明させていただいた丹前にあります[ ]から農地ひとつ隔てたところにあり、資料にある位置図にありますとおり、今回の農地を挟むように譲受人の[ ]の農地がございます。農地利用の効率化からも問題ない案件と事務局としては考えております。なお、今回の案件についても地元の豊田委員にお願いしております。以上です。

(瀧本会長)

以上で事務局の説明が終わりました。地元の豊田委員さん、ご意見を伺います。

(豊田委員)

さきほども説明させていただいたとおり、丹前地区は昭和51年度から昭和53年度に圃場整備を行いました。申請農地は面積を調整するために換地されました。[ ]の前には[ ]が所有していた農地です。譲り受けた後は、小原邦昭氏が効率的に農地を利用できますので、問題ないです。

(瀧本会長)

問題ないとのことで、それではその他の委員さん、ご意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、第3号議案の農地法第3条の規定による農地の所有権移転については、承認しました。続きまして、第4号議案の農地法第5条の規定による農地の転用についてです。事務局から説明致します。

(事務局)

それでは、資料の4頁目をお開き下さい。議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用です。農地は、[ ] 地目は[ ]、地積は[ ]㎡です。譲渡人は[ ]の家庭裁判所から選任された[ ]、譲受人は[ ]です。転用目的は[ ]の裏の山林から伐採した雑木の保管地としてとなっており、併せて隣接の[ ]の宅地も購入する計画となっております。

農地の所在は、[ ]から西寄りに20メートル先にあります。[ ]が亡くなられ、相続人全員が相続放棄したため、相続財産管理人が選任されており、売却を進めております。今回の案件については吉坂委員にお願いしております。以上です。

(瀧本会長)

以上で事務局の説明が終わりました。地元の吉坂委員さん、ご意見を伺います。

(吉坂委員)

さきほど事務局から説明があったとおり、申請の原因は所有者が負債を残したまま亡くなり、相続人が相続放棄をしたことに因るものです。申請農地については、転用により周囲の農地に影響を与えることもありませんので、問題ないものと思えます。

(瀧本会長)

問題ないとのことで、それではその他の委員さん、ご意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用については、承認しました。続きまして、第5号議案の農地法第5条の規定による農地の転用についてです。事務局から説明致します。

(事務局)

それでは、資料の5頁目をお開き下さい。議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用です。農地は、[ ] 地目は[ ] 地積[ ]m<sup>2</sup>、[ ] 地目は[ ] 地積[ ]m<sup>2</sup> この2筆は、[ ]の所有地となります。

続きまして、[ ] 地目は[ ] 地積[ ]m<sup>2</sup>、[ ] 地目は[ ] 地積[ ]m<sup>2</sup>、[ ] 地目は[ ] 地積[ ]m<sup>2</sup> この3筆は[ ]の所有地となります。合計で[ ]m<sup>2</sup>です。

転用目的は[ ]で、譲受人は[ ]です。場所は桜町派出所の裏手にある既に整備されている[ ]と隣接し、国道55号とJR牟岐線に挟まれている農地

です。

今回申請農地と既に整備されている駐車場の間には[ ]が管理する用水路があり、用水路の管理には支障が無いように申請農地と既存駐車場との間は幅6メートル延長4メートル程度の橋により接続する造成計画となっております。また、農地転用に関して一里松用水組合の同意を得ており、工事に要する予算に必要な資金も残高証明により準備されており、事務局としては問題ないものと考えます。説明は以上です。

(瀧本会長)

以上で事務局の説明が終わりました。地元の吉坂委員さん、ご意見を伺います。

(吉坂委員)

私は、[ ]になっておりまして、[ ]内部で今回の転用を協議し同意しております。農業委員としては、付近に隣接する農地もなく影響もないため、問題ないと思えます。以上です。

(瀧本会長)

問題ないとのことで、それではその他の委員さん、ご意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用については、承認しました。続きまして、第6号議案の農用地利用集積計画についてです。事務局から説明致します。

(事務局)

それでは、資料の6頁目をお開き下さい。議案第6号、農用地利用集積計画転用です。農地は、[ ] 地目は[ ] 地積[ ]m<sup>2</sup> 利用権を設定する者 貸人は、[ ] 利用権の設定を受ける者は農地中間管理機構となっており、機構から借り受ける者は[ ]です。利用権の種類は借り賃が無償ということで使用貸借となり、利用権

の内容は水稲、利用権の期間は平成30年12月29日から平成40年12月28日の10年間、新規の利用権となります。農地所在は位置図にありますとおり[ ]から北西に凡そ700メートルほどの位置にあります。機構から借り受ける[ ]は第1号議案でもご説明したとおり、美波町認定農業者に認定され、20ha余りの農地を経営されておりますので、利用権設定を受けることに問題ないものと事務局としては考えております。以上です。

(瀧本会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

第1号議案でもありましたとおり、岩瀬委員はご自身の案件でありますので、本来ですといったん退席していただきまして、議案審議となりますが、意見を述べない条件でそのまま会議に残っていただいてもよろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしと言うことで、岩瀬委員には意見を述べない条件でそのまま会議に残っていただきます。地元の豊田委員さん、ご意見を伺います。

(豊田委員)

さきほど事務局から説明があったとおり、[ ]は20ha余りの農地を経営されておりますので問題ないです。

(瀧本会長)

問題ないとのことで、それではその他の委員さん、ご意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、第6号議案の農用地利用集積計画については、承認しました。続きまして、第7号議案の農用地利用集積計画についてです。事務局から説明致します。

(事務局)

それでは、資料の7頁目をお開き下さい。議案

第7号、農用地利用集積計画転用です。農地は、[ ] 地目は田 地積[ ]  
[ ]<sup>m<sup>2</sup></sup> [ ] 地目は田 地積[ ]  
[ ]<sup>m<sup>2</sup></sup> 合計[ ]<sup>m<sup>2</sup></sup>です。利用権を設定する者 貸人は、[ ] 利用権の設定を受ける者は[ ]  
[ ]です。利用権の種類は借り賃が無償ということで使用貸借となり、利用権の内容は野菜、利用権の期間は平成30年12月28日から平成35年12月27日の5年間、新規の利用権となります。農地所在は位置図にありますとおり[ ]  
[ ]から北東に凡そ150メートルほどの高規格道路沿いに位置しています。[ ]は青年就農者として既に北河内の本村、登り 奥河内の楡ヶ谷で野菜を中心とした農業経営をしておりますので、利用権設定を受けることに問題ないものと事務局としては考えております。以上です。

(瀧本会長)

以上で事務局の説明が終わりました。柘田委員さん、ご意見ございませんか。

(柘田委員)

事務局から説明のありました農地はいままで耕作されておらず、遊休農地となっております。利用権設定を受ける[ ]は北河内において営農しており、議案の対象となった農地についても雑草を刈り取りし、作付けの準備をしておりました。特段問題ないと考えます。

(瀧本会長)

問題ないとのことで、それではその他の委員さん、ご意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、第7号議案の農用地利用集積計画については、承認しました。続きまして、第8号議案の農用地利用集積計画についてです。事務局から説明致します。

(事務局)

それでは、資料の8頁目をお開き下さい。議案

第8号、農用地利用集積計画転用です。農地は、  
[ ] 地目は [ ] 地積 [ ]  
m<sup>2</sup> [ ] 地目は [ ] 地積 [ ]  
[ ] m<sup>2</sup> 合計 [ ] m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者 貸人は、[ ] 利用権の設定を受ける者は [ ]  
[ ]です。利用権の種類は借り賃が1反当たり米1俵ということで賃貸借となり、利用権の内容は水稲、利用権の期間は平成30年11月1日から平成35年10月31日の5年間、新規の利用権となります。農地所在は [ ]  
[ ]から3kmほど赤松川を上流に進みまして、赤松川左岸側位置しています。[ ]は [ ]  
[ ]地区で既に農地を取得し、入所者の社会復帰訓練の一環として営農をしており、今回の利用権もその目的のためですので、利用権設定を受けることに問題ないものと事務局としては考えております。以上です。

(瀧本会長)

以上で事務局の説明が終わりました。原野委員さん、ご意見ございませんか。

(原野委員)

事務局から説明のありました農地は、所有者の [ ]  
[ ]が高齢のために営農を継続することできなくなり、農地が荒れてしまわないようにとの思いで [ ]  
[ ]にお願いに行ったとのこと。[ ]は [ ]  
[ ]地区で営農しており特段問題ないと考えます。

(瀧本会長)

問題ないとのこと、それではその他の委員さん、ご意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、第8号議案の農用地利用集積計画については、承認しました。続きまして、第9号議案の農用地利用集積計画についてです。事務局から説明致します。

(事務局)

それでは、資料の9頁目をお開き下さい。議案第9号、農用地利用集積計画転用です。農地は、  
[ ] 地目は [ ] 地積 [ ] m<sup>2</sup>  
利用権を設定する者 貸人は、 [ ]  
[ ] 利用権の設定を受ける者は同じ集落の [ ]  
[ ]です。利用権の種類は借り賃が無償ということで使用貸借となり、利用権の内容は水稲、利用権の期間は平成30年11月1日から平成35年10月31日の5年間、新規の利用権となります。農地所在はさきほど第8号議案で説明させていただいた農地と隣接しております。所有者の [ ]  
[ ]が高齢により営農を継続し難いため、同じ集落にお住まいの [ ]  
[ ]に依頼されたもので、[ ]は水稲経営をされており、利用権設定を受けることに問題ないものと事務局としては考えております。以上です。

(瀧本会長)

以上で事務局の説明が終わりました。原野委員さん、ご意見ございませんか。

(原野委員)

さきほどの案件と同様の説明になりますが、所有者の [ ]  
[ ]が高齢のために営農を継続することできなくなるとのことで、[ ]  
[ ]に農地の引受を依頼したとのこと。[ ]  
[ ]についても水稲を栽培しており特段問題ないと考えます。

(瀧本会長)

問題ないとのこと、それではその他の委員さん、ご意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、第9号議案の農用地利用集積計画については、承認しました。続きまして、第10号議案の農用地利用集積計画についてです。事務局から説明致します。

(事務局)

それでは、資料の10頁目をお開き下さい。議案第10号、農用地利用集積計画転用です。農地

は、[ ] 地目は [ ] 地積 [ ]  
m<sup>2</sup> [ ] 地目は [ ] 地積 [ ] m<sup>2</sup>  
合計 [ ] m<sup>2</sup>です。 利用権を設定する者  
貸人は、 [ ]  
利用権の設定を受ける者は [ ]  
[ ]です。利用権の種類は借り賃が1  
反当たり米1俵ということで賃貸借となり、利用  
権の内容は水稲、利用権の期間は平成30年11  
月1日から平成35年10月31日の5年間、新  
規の利用権となります。農地所在は [ ]  
[ ]から3 kmほど赤松川を上流に進みまし  
て、赤松川左岸側位置しています。 [ ]  
[ ]は [ ]地区で既に農地を取得し、入所  
者の社会復帰訓練の一環として営農をしており、  
今回の利用権もその目的のためですので、利用権  
設定を受けることに問題ないものと事務局とし  
ては考えております。以上です。

(瀧本会長)

以上で事務局の説明が終わりました。原野委員  
さん、ご意見ございませんか。

(原野委員)

事務局から説明のありました農地所有者は、も  
ともこの集落の出身でしたが、町を出られて [ ]  
[ ]にお住まいです。営農は続けられていたの  
ですが、遠距離を通うことが困難になり、 [ ]に  
お願いに行ったとのこと。 [ ]は [ ]地区  
で営農しており特段問題ないと考えます。

(瀧本会長)

問題ないとのことで、それではその他の委員さ  
ん、ご意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、第10号議案の農  
用地利用集積計画については、承認しました。続  
きまして、第11号議案の農用地利用集積計画に  
ついてです。事務局から説明致します。

(事務局)

それでは、資料の11頁目をお開き下さい。議

案第11号、農用地利用集積計画転用です。農地  
は、 [ ] 地目は [ ] 地積 [ ] m<sup>2</sup>  
[ ] 地目は [ ] 地積 [ ] m<sup>2</sup>  
[ ] 地目は [ ] 地積 [ ] m<sup>2</sup>  
[ ] 地目は [ ] 地積 [ ] m<sup>2</sup>  
合計 [ ] m<sup>2</sup>です。 利用権を設定する者  
貸人は、 [ ] 利用権の設定  
を受ける者は [ ]です。利  
用権の種類は借り賃が無償ということで使用貸  
借となり、利用権の内容は野菜、利用権の期間は  
平成30年11月1日から平成35年10月3  
1日の5年間、継続の利用権となります。農地所  
在は元赤松小学校から東へ1.5 kmほど進みまし  
て、 [ ]集落の北にしています。 [ ]につ  
いては、野菜など栽培されており、利用権設定を受  
けることに問題ないものと事務局としては考え  
ております。以上です。

(瀧本会長)

以上で事務局の説明が終わりました。岡本委員  
さん、ご意見ございませんか。

(岡本委員)

事務局から説明のありましたとおり、特段問題  
ないと考えます。

(瀧本会長)

問題ないとのことで、それではその他の委員さ  
ん、ご意見はございませんか。

(豊田委員)

利用権設定自体のことではないんですが、佐竹  
さんはどのような有害鳥獣対策をしているので  
すか。

(佐竹委員)

電気柵で防護をしておりますけど、役に立っ  
ていないです。あと、ワナの免許を取得して仕掛  
けていますが、なかなか捕獲できてないです。

(豊田委員)

西河内でも、鳥獣被害がひどくて、農家のやる  
気がなくなります。

(瀧本会長)

徳島県農業会議の理事会でも、鳥獣被害については、申し上げるのですが、意見を述べるのが、海部郡だけなんです。

行政でも対策はしているのですが、なかなか駆除が進みませんね。

(瀧本会長)

それではその他の委員さん、ご意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

異議なしとのことですので、第11号議案の農用地利用集積計画については、承認しました。以上で本日の議案は全て終了しました。慎重な議案審議ありがとうございました。事務局から事務連絡をお伝え致します。

(事務局)

3点、事務連絡を申し上げます。

まず、1点目は資料12頁にありますとおり西日本豪雨義援金についてお一人1,000円の義援金をご協力お願い致します。

2点目は、農業委員等の綱紀肅正についてとのこと徳島県農業会議会長から文書が参りました。みなさま、徳島新聞等の報道によりご存じと思いますが、農地法の運用において便宜を図った疑いで[REDACTED]が逮捕されました。徳島県農業会議からは倫理規則の制定を各農業委員会で検討をお願いしたいとのこと。

3点目は、8月総会をお願いしておりました来年度の農業委員研修候補地ですが、みなさまからご希望などがなければ、事務局一任でよろしいでしょうか。以上です。

(瀧本会長)

事務局より事務連絡を申し上げましたが、2点目の倫理規則の制定については、また、会長と事務局と相談して、倫理規則の制定をするかどうかも含めてお諮りしたいがよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

3点目の業委員研修候補地は、事務局一任でよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(瀧本会長)

それでは、平成30年 第3回農業委員会を終了致します。次は12月開催となりますので、みなさま風邪など召されないよう健康に留意してください。本日はありがとうございました。

午前9時57分終了

議事録署名者

原野 光純

梶田 佳徳